



福岡医発第1332号(地)

平成23年 8月30日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

定期健康診断有所見率改善強化月間の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、福岡労働局長より別紙のとおり通知がありましたので、ご案内申し上げます。

さて、全国における労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率は、平成11年の42.9%から増加傾向となり、平成20年に50%を超え、さらに、翌平成22年には52.5%と漸増している状況にあります。

また、過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）による労災支給決定件数も全国は300件台後半と高水準で推移しています。

今般、過重労働による脳・心臓疾患を予防するためには、定期健康診断において、脳・心臓疾患の発症と関係が深い検査項目の有所見者に対して、保健指導、健康教育等を通じて有所見項目の改善を図るとともに、その症状に応じて労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うことが何より重要とされています。

そこで、全国労働衛生週間の準備期間（9月1日～9月30日）を「定期健康診断有所見率改善強化月間」と定め、九州・沖縄ブロックの各労働局が一体となって、有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目的として、セミナー、説明会の開催、アンケートの実施及びその広報を行うこととされています。

つきましては、本件につきましてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、「平成23年度心とからだの健康セミナー」については、平成23年8月23日付け福岡医発第1265号(地)にて既にご案内しておりましたが、再度の案内がまいりましたので、ご案内申し上げます。

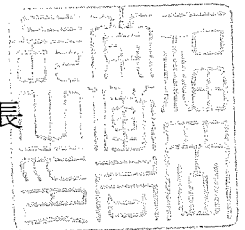
小郡三井医師会より

産業保健担当理事 榎藤秀之
会長 蒲池 壽

福岡労発基第352号
平成23年8月24日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡労働局長



定期健康診断有所見率改善強化月間の実施について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、全国における労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率は、平成11年の42.9%から増加傾向となり、平成20年に50%を超え、さらに、翌平成22年には52.5%と漸増している状況にあります。

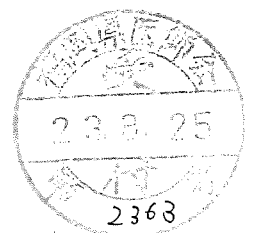
また、過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）による労災支給決定件数も全国は300件台後半と高水準で推移しています。

過重労働による脳・心臓疾患を予防するためには、定期健康診断において、脳・心臓疾患の発症と関係が深い検査項目の有所見者に対して、保健指導、健康教育等を通じて有所見項目の改善を図るとともに、その症状に応じて労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うことが何より重要であります。

そこで、全国労働衛生週間の準備期間（9月1日～9月30日）を「定期健康診断有所見率改善強化月間」と定め、九州・沖縄ブロックの各労働局が一体となって、セミナー、説明会の開催、アンケートの実施及びその広報を行うことといたしました。

つきましては、今後開催予定の会員事業場に対する会議等において、別添のリーフレット「健康づくりを進めましょう」及び月間実施要綱の配布方ご協力お願い申し上げます。

併せて、強化月間のポスターの掲示についてもよろしくお願い申し上げます。



1) 有所見率

健康診断を受診した労働者のうち異常の所見（以下「有所見」という。）のある者（以下「有所見者」という。）の占める割合をいいます。

2) 脳・心臓疾患の発症と関係が深い検査項目

血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査をいいます。

問い合わせ先

福岡労働局労働基準部健康課

産業保健担当 川副、吉野

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1

TEL 092-411-4798（内線 4513）

FAX 092-411-3517

九州・沖縄ブロック定期健康診断有所見率改善強化月間実施要綱

1 趣旨

全国における労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率は、平成11年の42.89%から年々増加し、平成20年には51.28%と初めて5割を超え、更に翌平成21年には52.32%へと2年続けて5割を超えて逡増しています。

また、過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）による労災支給決定件数も300件台後半と高水準で推移しています。

過重労働による脳・心臓疾患を予防するためには、定期健康診断において、脳・心臓疾患の発症と関係が深い検査項目の有所見者に対して、保健指導、健康教育等を通じて有所見項目の改善を図るとともに、その症状に応じて労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うことが何より重要です。

また、併せて、時間外・休日労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直しを進める必要があります。

そこで、九州・沖縄ブロックの各労働局が一体となって、全国労働衛生週間の準備期間を「定期健康診断有所見率改善強化月間」として展開し機運の醸成を図ることにより、有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指すものとします。

注 1) 有所見率

健康診断を受診した労働者のうち異常の所見（以下「有所見」という。）のある者（以下「有所見者」という。）の占める割合をいう。

2) 脳・心臓疾患の発症と関係が深い検査項目

血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査をいう。

2 実施時期

全国労働衛生週間の準備期間中（9月1日～9月30日）

3 実施者

福岡労働局、佐賀労働局、長崎労働局、熊本労働局、大分労働局
宮崎労働局、鹿児島労働局、沖縄労働局

4 実施事項

(1) 講演会・セミナー等の実施

有所見率改善に向けた取組を促進するため、講演会・セミナー等を開催します。

(2) アンケートの実施及び公表

有所見率改善についての取組状況を把握するため、労働者数300人以上の事業場を対象にアンケートを実施し、その結果を公表します。

(3) 広報

本強化月間の実施及びアンケート結果について、マスコミ及び労働災害防止団体等に対し一斉に広報します。

5 事務局

事務局を福岡労働局健康課に置き、その事務を行います。

6 実施日

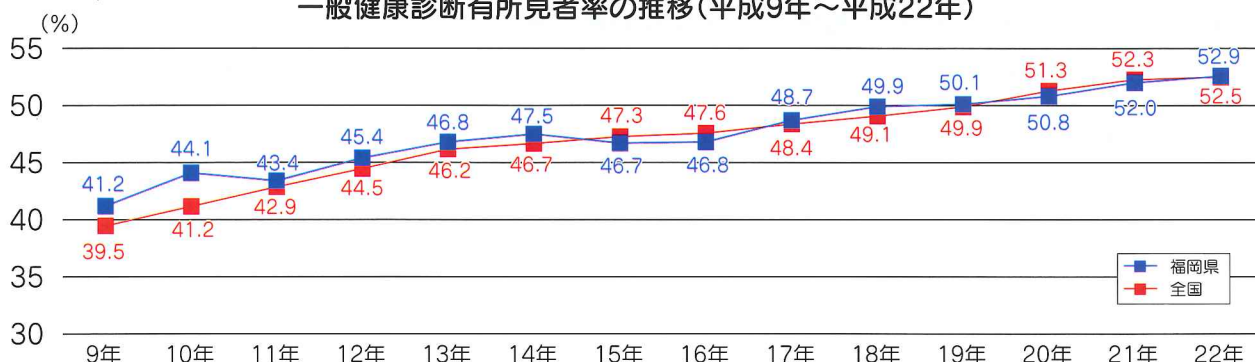
この要綱は、平成22年9月1日から実施します。

健康づくりを進めましょう

～有所見率改善の取組のためのポイント～

福岡労働局・労働基準監督署

一般健康診断有所見者率の推移(平成9年～平成22年)



定期健康診断

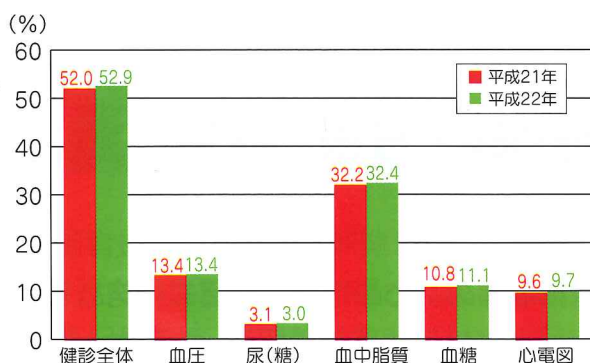
福岡県における定期健康診断の有所見率は、高齢化の進展等により、平成19年以降50%を超え、血中脂質検査、血圧の検査、心電図検査、血糖検査の有所見率も高くなっています。

また、過重労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）による労災請求件数も高止まりの状況にあります。

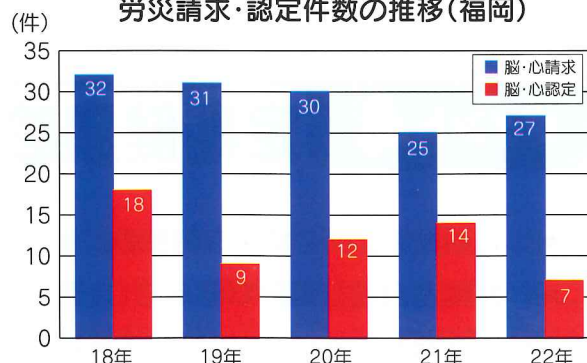
脳・心臓疾患を予防するためには、脂質異常症や、高血圧症、糖尿病等の生活習慣病と関係が深い健康診断項目の有所見者に対して、労働時間の短縮等の就業上の措置を行うとともに、保健指導及び健康教育等を通じて有所見項目の改善を図る必要があります。

定期健康診断の有所見率の改善に向けて積極的に産業保健活動に取り組みましょう。

項目別有所見者率の状況(福岡)



脳・心臓疾患に係わる
労災請求・認定件数の推移(福岡)



ポイント1

健康管理体制の確立

労働者の健康づくりを進めるには、健康管理体制(労働衛生管理体制)の整備を図り、産業保健活動を活性化することが重要です。産業医と衛生管理者の選任を行い、衛生委員会等における調査審議等を実施しましょう。

ポイント2

定期健康診断の実施

- 定期健康診断を実施し、有所見の状況を把握しましょう。
- 脳・心臓疾患関係の主な検査項目(血中脂質検査、血圧の検査、血糖検査、尿中の糖の検査、心電図検査)については、有所見の分析をしましょう。
- 定期健康診断における胸部エックス線検査及び喀痰検査については、40歳未満の者(20歳、25歳、30歳、35歳の者を除く。)で、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は特定の社会福祉施設において業務に従事する者及びじん肺法で3年に一回のじん肺健康診断の対象とされている労働者のいずれにも該当しないものについては、医師が必要でないと認めるときに限って、これを省略することができることになっています。

年齢等により機械的に決定しないようにしましょう。

ポイント3

定期健康診断実施後の措置

- 定期健康診断結果の有所見についての医師からの意見聴取及びこれに基づく労働時間の短縮、作業の転換等の措置を適切に実施しましょう。
- 産業医の選任義務がある労働者数50人以上規模の事業場においては、産業医からの意見を聴くようにしましょう。
- 産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場については、異常所見のある労働者(以下「有所見者」という。)について医師等による意見聴取を行っていない場合には、地域産業保健センターを利用して、医師等からの意見聴取を行いましょう。

ポイント4

定期健康診断結果の労働者への通知

- 定期健康診断の結果を労働者に通知しましょう。
- 労働者自身が健康状態を知り、その健康の保持増進のための取組に積極的に努めるようにするとともに、労使が健康情報を共有して健康管理を行うために極めて重要な手続きです。

ポイント5 定期健康診断結果に基づく保健指導

- 定期健康診断の結果に基づく医師又は保健師による保健指導(以下単に「保健指導」という。)については、再検査若しくは精密検査又は治療の勧奨にとどまらず、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(血中脂質検査、血圧の検査、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査をいう。)の有所見の改善に向けた取組を行うことが重要です。
- 栄養指導、運動等の指導、健康管理に関する情報提供を計画的かつ継続的に行いましょう。

ポイント6 健康教育等の実施

- 健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置(以下「健康教育等」という。)に取り組みましょう。
- 健康教育等は、有所見者のほか、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に所見のある者を重点に行いましょう。

ポイント7 健康づくり計画の策定及びその実施

- 定期健康診断結果等を分析し、有所見者のほか、毎年検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に所見のある者等にグループ化する等により、労働者の健康状態に応じた健康教育、運動指導、情報提供等の必要な産業保健指導のための計画を策定しましょう。
- 計画には、例えば、9月を「定期健康診断有所見率改善強化月間」として定め、また、毎月、産業医が作業場等の巡視を行う日を「有所見率改善取組の日」と定める等により、健康づくりの気運の醸成を図りましょう。
- 社内誌、電子メール、掲示等により重点的に労働者への啓発等を行いましょう。
- 労働者ごと及び事業場全体について、実施した保健指導及び健康教育等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に評価し、その後、充実強化すべき事項等を新たな計画に反映させましょう。

ポイント8 委託事業の活用

労働者数50人未満の事業場については、福岡県地域産業保健センター(電話 092-431-4574)が、健康診断結果に基づく医師の意見聴取への対応、脳・心臓疾患のリスクの高い者に対する保健指導、長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービス(無料)を実施していますので活用しましょう。

健康づくりアンケート兼送付票

福岡労働局労働基準部健康課 あて

健康課FAX: **092-411-3517**

(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館 電話092-411-4798)

事業場名				業 種	
所 在 地				電話番号	
事業場の 労働者数	名	担当部署・職氏名			

福岡労働局では、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組を推進しています。
誠に恐縮ですが、行政効果把握のため、従業員の健康状況についてのアンケートにご協力
ください。

■ 定期健康診断の有所見状況

- 最近の全体の有所見率について、ご記入ください。

平成20年 _____ %、平成21年 _____ %、平成22年 _____ %

- 平成22年の次の健康診断項目の有所見率について、ご記入ください。

血中脂質	%	血圧	%	血糖	%	尿中の糖	%	心電図	%
------	---	----	---	----	---	------	---	-----	---

※有所見率 = (有所見者数 / 健康診断受診者数) × 100

■ 健康づくりの取組状況

健康づくりのための取組状況について、該当する□に“レ”を付けてください。

- 定期健康診断における有所見者についての医師からの意見聴取を行っていますか。

☐ はい ☐ いいえ

- 医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業転換等の事後措置を実施したことがありますか。

☐ はい ☐ いいえ

- 定期健康診断の結果を労働者に通知していますか。

☐ はい ☐ いいえ

- 定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による**健康教育**を実施していますか。

☐ はい ☐ いいえ

- 定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による**健康相談**を実施していますか。

☐ はい ☐ いいえ

- 事業者が取り組むべき事項について健康づくり計画(有所見率改善のための)を作成していますか。

☐ はい ☐ いいえ

平成23年度心とからだの健康セミナー

～進めよう 心とからだの健康管理～

会場・日時

● 福岡会場

日時 平成23年9月21日(水)
13:00～16:30 (12時開場)

会場 大博多ホール(大博多ビル12F)
福岡市博多区博多駅前2-20-1

電話 092-474-6672

定員 400名

※ なお、9月28日(水)北九州市
にても開催を予定しております。詳
しくは福岡労働局健康課にお問合
せください。

講演

■ こころの健康管理

ーストレスチェック制度を踏まえた職場のメン
タルヘルス対策ー

講師 入江 正洋氏

九州大学健康科学センター准教授

福岡産業保健推進センター基幹相談員

■ あなたに忍び寄る動脈硬化の恐怖

～生活習慣病にならないようにするためには～

講師 小池 城司氏

福岡市健康づくりセンター健康推進課長

■ 喫煙の健康影響と職場における受動 喫煙対策の実際

～自動車製造業における対策を中心に～

講師 垣内 紀亮氏

ダイハツ九州株式会社BR安全衛生環境室

主担当員産業医

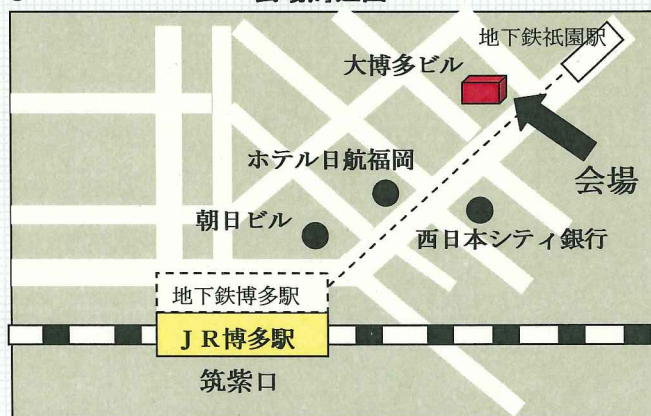
参加費

無料

申込み

参加申込書にご記入の上、FAX又は郵送により
お申し込みください。定員になり次第、締め切ら
せていただきます。

会場周辺図



主催 福岡労働局、福岡県、福岡市、福岡産業保健推進センター、(社)福岡県労働基準協会連合会

心とからだの健康セミナー参加申込書(福岡会場)

福岡労働局労働基準部健康課 あて

健康課ファクシミリ番号: 092-411-3517

所在地 〒812-0013 福岡市博多区博多駅前2丁目11番1号福岡合同庁舎新館

電話番号 092-411-4798 担当 吉野、川副

事業場名称					
所在地	〒			電話番号	
業種			労働者数	名	
参加人員	名	代表参加者名	職名	氏名	

平成23年度心とからだの健康セミナー

～進めよう 心とからだの健康管理～

会場・日時

● 北九州会場

日時 平成23年9月28日(水)

13:00～16:30 (12時開場)

会場 ウェル戸畑中ホール

北九州市戸畑区汐井町1番6号

電話 093-871-7200

定員 300名

※ なお、9月21日(水)福岡市に
ても開催を予定しております。詳し
くは福岡労働局健康課にお問合せ
ください。

講演

■ こころの健康管理

ーストレスチェック制度を踏まえた職場のメン
タルヘルス対策ー

講師 入江 正洋氏

九州大学健康科学センター准教授

福岡産業保健推進センター基幹相談員

■ 生活習慣病の予防について

講師 丹田 智美氏

北九州市保健福祉局地域支援部健康推進課

国保健診療係長・保健師

■ 受動喫煙って何ですか?

ー快適な職場環境のためにー

講師 吉井 千春氏

産業医科大学若松病院 呼吸器内科診療教授

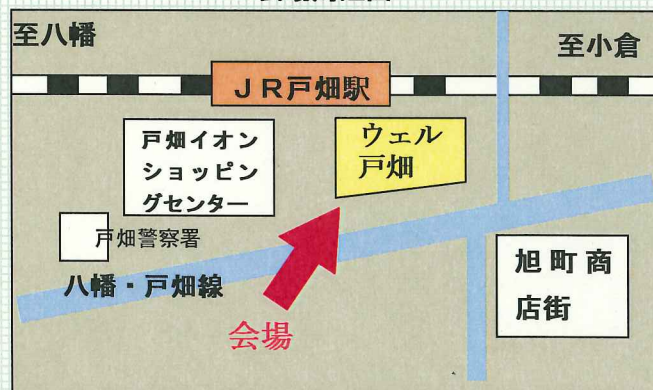
参加費

無料

申込み

参加申込書にご記入の上、FAX又は郵送により
お申し込みください。定員になり次第、締め切ら
せていただきます。

会場周辺図



主催 福岡労働局、福岡県、北九州市、福岡産業保健推進センター、(社)福岡県労働基準協会連合会

心とからだの健康セミナー参加申込書(北九州会場)

福岡労働局労働基準部健康課 あて

健康課ファクシミリ番号: 092-411-3517

所在地 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号福岡合同庁舎新館

電話番号 092-411-4798 担当 吉野、川副

事業場名称							
所在地	〒				電話番号		
業種				労働者数	名		
参加人員	名	代表参加者名	職名	氏名			